

職務権限規程

平成24年8月5日制定

平成29年3月4日改正

令和2年2月28日改正

令和2年7月4日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会(以下、「本会」という。)における役員および事務局の管理職が遂行する基本職務及び職務権限を定め、その責任の明確化および業務処理の円滑化を図ることを目的とする。

第2章 役員

(会長)

第2条 会長は、定款に基づき本会を代表し、業務を総括管理する。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関する事
- (2) 予算の原案を作成する事
- (3) 月次決算及び期末決算に関する事
- (4) 総会、理事会その他重要な会議に関する事
- (5) 定款、規程等の制定、改廃に関する事
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関する事
- (7) 組織及び権限の委任に関する事
- (8) 人事制度、給与制度に関する事
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関する事
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関する事
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関する事
- (12) 役員の出張及び職員の国外出張に関する事
- (13) 契約の締結に関する事
- (14) 資産の取得、賃貸借及び処分に関する事
- (15) 業務の委託又は受託に関する事
- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関する事
- (17) 事業資金の借入又は償還に関する事
- (18) 予備費の使用に関する事
- (19) 予算の流用に関する事
- (20) 訴訟行為・損害賠償等に関する事
- (21) 労働契約に関する事
- (22) 登記に関する事
- (23) 寄附金の受入・執行に関する事
- (24) WHO国際放射線技師研修センター指定機関の代表の職務に関する事
- (25) 本会が付与する資格の授与及び認定の職務に関する事

(26) その他法人の重要事項に関すること

(副会長)

第3条 副会長3名は業務執行理事とし、職務は次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務を代行する
- (2) 会長が委嘱した事項については、会長の決裁事項を代理決裁する
- (3) 本会に係わる重要事項についての企画、立案及び総合調整に関すること
- (4) 放射線医療等に関する行政機関並びに医療関連団体等との連絡調整に関すること
- (5) 都道府県地区及び地域理事との調整に関すること
- (6) 委員会運営に関すること
- (7) 職員の研修に関すること
- (8) 職員の福利厚生に関すること
- (9) 情報公開に関すること
- (10) 事務局の総括管理に関すること
- (11) その他前各号に準ずる事項に関すること

(業務執行理事)

第4条 本会の定款26条第4項に定める業務執行理事4名は、副会長3名及び理事1名とする。なお、副会長以外の業務執行理事の担当は理事会で決定する。

(理事)

第5条 理事の職務は次の通りとする。

- (1) 定款に定める職務の他、理事会の決議した事項に従い会務を行う。

(地域代表理事)

第6条 地域理事は、前条の職務のほか、次の職務を行う。

- (1) 地域所属の都道府県地区の地域連絡協議会議を年1回以上開催する
- (2) 地域の学術大会及び研修会を担当地区等と協力して開催する
- (3) 地域所属の都道府県地区への諸情報の提供を行う
- (4) 地域会員のコミュニケーションと融和を図る
- (5) その他、本会の目的達成を図るため会員の協力体制確立に関すること

第3章 事務局

(事務局長)

第7条 事務局長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局の事務の統括
- (2) 臨時雇用職員の任免に関すること
- (3) 職員の扶養親族の認定に関すること
- (4) 職員の諸手当の認定に関すること
- (5) 育児休業、育児短時間勤務及び介護休業に関すること
- (6) 安全、衛生、防災管理に関すること

(7) その他の事項の処理に関すること

(課長)

第8条 課長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所管業務に関する処理計画の立案及び実施に関すること
- (2) 事務局長の命により、自ら分掌する業務を処理すること
- (3) 所属課員の休暇及び欠勤の承認に関すること
- (4) 所属課員の事務分担に関すること
- (5) 所属課員に対する業務上の指導及び監督に関すること

(専門職)

第9条 専門職の職務は、次のとおりとする。

- (1) 講習会関係
- (2) 認定関係
- (3) 会誌および情報誌等の編集・発行関係
- (4) 関係団体との連携関係(国際含む)
- (5) その他、専門的業務に関すること。

第4章 雑則

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

- 1 この規程は、平成24年8月5日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年6月6日から施行する。
- 4 この規程は、令和2年7月4日から施行する。